

**【重要】**

2023年3月1日

関係者各位

再生債務者 株式会社MTGOX  
再生管財人 弁護士 小林 信 明

**Payward Asia 株式会社の代理受領法人からの離脱に伴う代理受領合意の取扱い  
に関するお知らせ**

※本お知らせは、仮想通貨による弁済を代理で受領する指定仮想通貨取引所等として、Kraken を希望される再生債権者に向けたものであり、その他の指定仮想通貨取引所等を希望される再生債権者をご確認いただく必要はございません。

再生管財人は、仮想通貨取引所の Kraken を、仮想通貨による弁済の代理受領（以下「**本件代理受領**」といいます。）を行う指定仮想通貨取引所等の1つとして指定しております。しかし、2023年1月20日付「Kraken の日本居住者向けサービスを提供していた Payward Asia 株式会社の代理受領法人からの離脱のお知らせ」に記載のとおり、Payward Asia 株式会社は、日本における暗号資産交換業の廃止に伴い、同社にユーザーアカウントを保有する再生債権者のために本件代理受領を行うことができなくなりました。一方、**Kraken は、日本居住者以外の再生債権者のための本件代理受領は変更なく実施する予定です。**

そのため、再生債権者による本件代理受領に係る合意（以下「**本件代理受領合意**」といいます。）の申込みの意思表示に対して承諾の意思表示を行う主体は、Kraken を運営する Payward グループの法人のうち、Payward Asia 株式会社を除く下記5社となる予定です。

- ・ Bit Trade Pty Limited
- ・ Payward Canada, Inc.
- ・ Payward Ltd.
- ・ Payward Ventures, Inc.
- ・ Payward Trading Ltd., c/o SHRM Trustees (BVI) Limited

本お知らせ掲載前に再生債権届出システム（「<https://claims.mtgox.com/>」の URL からアクセスできるシステムをいい、以下「**本件システム**」といいます。）において、Kraken のユーザーアカウント情報を登録した再生債権者（以下「**対象債権者**」といいます。）は、上記5社に加えて、Payward Asia 株式会社に対しても、本件代理受領合意の申込みの意思表示をしている状況にあります。しかし、

**【重要】**

上記のとおり、Payward Asia 株式会社は本件代理受領合意の締結主体から外れることとなります。そのため、対象債権者が行った本件代理受領合意の申込みの意思表示は、本件代理受領合意の頭書部分を以下のとおりに読み替えた内容の申込みの意思表示とみなします。これは、対象債権者と上記 5 社との間で本件代理受領合意が確実に成立することを確保するための取扱いであり、対象債権者にとって利益となる取扱いです。

(読み替え前の本件代理受領合意の頭書)

私/当社（以下「甲」という。）は、Payward Asia 株式会社、Bit Trade Pty Limited、Payward Canada, Inc.、Payward Ltd.、Payward Ventures, Inc. 及び Payward Trading Ltd., c/o SHRM Trustees (BVI) Limited（以下、総称して「乙ら」という。）が運営する仮想通貨交換取引所（以下「本件取引所」という。）のユーザーであるところ、甲と、乙らは、以下に定める内容による代理受領合意（以下「本件代理受領合意」という。）を締結する。なお、本件代理受領合意で別途定義する場合を除き、本再生計画（第 3 条第 1 項で定義する。）にて定義される用語は、本件代理受領合意においても同じ意味を有する。

(読み替え後の本件代理受領合意の頭書) ※赤字・取消線部分を削除

私/当社（以下「甲」という。）は、~~Payward Asia 株式会社~~、Bit Trade Pty Limited、Payward Canada, Inc.、Payward Ltd.、Payward Ventures, Inc. 及び Payward Trading Ltd., c/o SHRM Trustees (BVI) Limited（以下、総称して「乙ら」という。）が運営する仮想通貨交換取引所（以下「本件取引所」という。）のユーザーであるところ、甲と、乙らは、以下に定める内容による代理受領合意（以下「本件代理受領合意」という。）を締結する。なお、本件代理受領合意で別途定義する場合を除き、本再生計画（第 3 条第 1 項で定義する。）にて定義される用語は、本件代理受領合意においても同じ意味を有する。

上記に関し、対象債権者において、対応の必要がある手続は特段ございません。

また、本お知らせ掲載後、本件システム上の本件代理受領合意の表示を、上記「変更後の本件代理受領合意の頭書」記載の内容に差し替えております。

以上